

消費者政策に関する日中韓当局間の協力関係について合意

平成 18 年 11 月 29 日
国民生活局消費者企画課国際室

1 経緯及び概要

16 年 9 月に、日中韓の消費者政策当局等による第 1 回協議会が韓国主催で開催された（平成 13 年以来、国民生活センターと韓国消費者保護院により 2 回開催されていた「日韓消費者フォーラム」を発展的に解消）。

本年 9 月 7 日に、第 2 回協議会が中国主催で開催され、第 1 回後の 3 国における活動の進展、協力のあり方等についての議論を経て、3 当局間の消費者保護分野における協力関係の覚書案について基本合意。

今般、文案の確認を経て、3 当局間による覚書の署名を完了した。

2 第 2 回協議会の参加組織（下線が、覚書を署名した当局）

日本 内閣府国民生活局、国民生活センター

中国 国家工商行政管理総局消費者権益保護局（第 2 回主催）、中国消費者協会

韓国 経済財政省経済政策局（第 1 回主催）、韓国消費者保護院

3 覚書で確認した合意事項のポイント

3 当局間で、消費者政策協議会を、持ち回りで 2 年毎に定期主催。

3 当局間で、新しい消費者政策、所管法令、消費者苦情及び紛争における顕著な問題と傾向変化 等について情報交換を行う。

3 当局間で、越境消費者紛争処理、消費者政策に関する重要かつ顕著な問題についての意見交換等を行う。

各当局は、情報交換のため、窓口担当を設定して相互に通知。